

個人情報取扱特記仕様書

(基本的事項)

第1条 八幡市（以下「発注者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受注者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を処理するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八幡市条例第2号）、八幡市保有個人情報の取扱いに関する規程（令和5年八幡市規程第15号）、八幡市情報セキュリティポリシー（平成16年1月19日策定）その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者又はその使用人若しくはその使用人であった者は、この契約の履行に際し、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

2 前項の規定は、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、この契約による業務に係る保有個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、保有個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この契約による業務に係る保有個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務の責任者、従事者及び作業場所を特定し、作業開始前に、責任者、従事者、作業場所の住所及び作業場所における保有個人情報の安全管理措置の内容を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

4 受注者は、前項の承諾の内容が途中で変更になる場合は、速やかに書面をもって発注者に提出し、承諾を得なければならない。

5 受注者は、この契約を履行するにあたり、やむを得ず保有個人情報が記録された資料又は記録媒体等を運搬するときは、保有個人情報の漏えい等の防止措置を講ずるとともに、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

6 受注者は、この契約の契約締結時及び履行期間中に発注者から提出を求められた時は、速やかに発注者に対し、管理責任体制等の安全管理措置の状況について、安全管理措置報告書（別紙）を提出しなければならない。

(従事者の監督)

第4条 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者に対し、本特記仕様書に定める事項を遵守するよう監督しなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育及び研修)

第6条 受注者は、責任者、従事者及び派遣労働者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティ、本特記仕様書において責任者、従事者及び派遣労働者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、少なくとも受託業務の開始前に、教育及び研修を実施しなければならない。

(収集の制限)

第7条 受注者は、法第61条その他の規定に基づき、この契約による業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(目的外利用及び外部提供等の禁止)

第8条 受注者は、あらかじめ書面による発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る保有個人情報について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約による業務以外の目的での利用又は第三者への提供
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ない場合を除く。）
- (3) 作業場所外への持ち出し

(個人情報記録された資料の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、もしくは作成した保有個人情報記録された全ての資料及び記録媒体等については、この契約が終了したとき又は発注者からの指示があったときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、もしくは当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 発注者は、前項の規定による保有個人情報の消去又は保有個人情報記録されている媒体の廃棄について、立ち会い又は写真等を付した消去及び廃棄

を証明する書類を受注者から提出させる等により、消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(監査の受諾義務)

第10条 発注者は、この契約による業務に係る保有個人情報を保護するために必要な限度において、契約期間中、少なくとも1年に一度、本特記仕様書の遵守状況について、実地監査又は安全管理措置報告書による書面監査を行うものとする。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 受注者は、発注者から前2項による監査実施等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、応じなければならない。

(事故発生時等における対応)

第11条 受注者は、この契約による業務の処理に関して保有個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の処理に関して保有個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、受注者の責任及び負担において、当該漏えい等の事故に対処しなければならない。

3 前2項の規定は、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報の項目

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)

(6) 再委託の相手方における責任体制及び作業場所

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法

(9) 再委託の相手方による再々委託等の有無

- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び保有個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 6 本条の規定は、保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託等を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う保有個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、保有個人情報の取扱いにおいて、本特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第 1 号の保有個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他一切の責任は、保有個人情報の漏えい等が、受注者が再委託をし、当該再委託先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。
 - 3 第 1 項の規定により、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をしたときは、八幡市建設事業等指名停止に関する要綱（平成 26 年八幡市告示第 33 号）に基づき指名停止等を行うことがある。